

公 民

1 科目構成

| 改 訂 | | 現 行 | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目 名 | 標 準 単 位 数 | 科 目 名 | 標 準 単 位 数 |
| 現 代 社 会 | 2 | 現 代 社 会 | 2 |
| 倫 理 | 2 | 倫 理 | 2 |
| 政 治 ・ 経 済 | 2 | 政 治 ・ 経 済 | 2 |

必履修科目は、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」である。

2 改訂の基本方針

(1) 中央教育審議会の答申における改善の基本方針

- ア 社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善が図られた。
- イ 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善が図られた。
- ウ 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善が図られた。

(2) 主な改善事項

- ア 人間としての在り方生き方に関する学習の一層の充実
社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについての理解や、社会の一員として自己の生き方を探求することなどの充実が図られた。
- イ 課題を探究する学習と言語活動の充実
各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させ、その際、論述したり、分かりやすく説明したりすることなど言語活動の充実が図られた。
- ウ 法や金融、消費者に関する学習の充実
「現代社会」や「政治・経済」において、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大等に対応して、法の意義や機能などに関する学習、金融制度などに関する学習、消費者に関する学習の充実が図られた。
- エ 伝統や文化、宗教に関する教育の充実
各科目において、教育基本法の改正などを踏まえて、例えば、国際関係の学習において文化や宗教の多様性についても扱うなど、伝統や文化について指導の充実が図られた。

3 改訂の内容

(1) 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

今回の改訂では、現行の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法の表現に合わせて、文言が一部修正されている。

(2) 各科目

<現代社会>

ア 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

(ア) 「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて」については、現行と同様に、民主主義の基本理念である「人間の尊重」と、社会認識の基本をなす「科学的な探究の精神」に基づいて学習を展開するものであることが明示されている。

(イ) 「広い視野に立って」の部分は、現代の社会的事象を多面的・多角的にとらえるとともに、グローバル化の進展を視野に入れた学習を意味している。

(ウ) 「現代の社会と人間についての理解を深めさせ」という部分では、学習対象は社会と人間であり、生徒の生きる現代に焦点を当てたものであることが示されている。

(エ) 「現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い」という部分では、育成しようとする能力と態度が示されている。また、「主体的に考察し」という部分では、生徒の主体的な学習を重視していることや、現代の社会に対する関心を高め、意欲をもって考察させることを重視していることが示されている。

(オ) 「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」という部分は、現行と同様に公民科に属する他の2科目と共通の表現になっており、広く、自らの個性を發揮、伸長しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の有為な形成者として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に社会の形成に参画する態度を育てることが、公民科の究極のねらいであることが示されている。

イ 内容の構成

今回の改訂では、大項目の構成がこれまでの二つから三つに改められ、大項目「(1) 私たちの生きる社会」でこの社会の在り方を考察するための基本的な枠組みを構成する、幸福、正義、公正などを理解させ、これを基盤として、大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」において、現代社会について倫理、社会、文化、政治、

法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目させて、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させるようになった。さらに最後の大項目「(3)共に生きる社会を目指して」では、この科目のまとめとしてこれまでの学習成果を活用して課題を探究させ、人間としての在り方生き方について考察を深めさせることを通して、この科目のねらいがよりよく達成できるようにされた。

ウ 内容の取扱い

(ア) 大項目「(1) 私たちの生きる社会」は、今回新たに設けられたものであり、生徒がよりよい社会を形成していくために、現代社会における諸課題をとらえ、考察するための枠組みを身に付けさせるとともに、ますます激しく変化する社会に対する関心を高め、この社会の中でいかに生きていくのかを考察することの大切さを自覚させることが主なねらいとされている。

現行では、社会的事象をとらえる概念的な枠組みとして「見方や考え方」の育成を図ることが求められたが、今回の改訂では、さらに現代社会の諸課題をとらえる枠組みを理解させることがねらいとされている。

なお、この大項目は「この科目の導入として」位置付けられ、ここでの学習の成果をその後の学習において生かすことができるよう、また、単なる知識の習得ではなく、この科目全体の学習の動機付けとなるよう指導することが求められている。

現代社会における諸課題については、生命、情報、環境などについてそれぞれ取り上げることとされている。また、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして、「幸福、正義、公正など」があることを理解させるとともに、これらが社会の在り方を考察する上で大切なものであることを理解させることとされている。

(イ) 大項目(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」は、「ア 青年期と自己の形成」、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」、「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」及び「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の中項目からなっている。ここでは、現代社会を、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係など多様な角度からとらえさせるとともに、項目ごとに課題を設定し、内容の「(1) 私たちの生きる社会」で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させることを通して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させることが主なねらいとされている。

(ウ) 大項目「(3)共に生きる社会を目指して」は、この科目のまとめとして位置付けられており、大項目(1)及び(2)で学習した成果を活用させることが求められている。また、今回の改訂で取り入れられた持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究させることとなっており、その際、地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定し、個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係いずれかに着目させることとされている。課題を探究させるに当たっては、特定の個人・社会・世代にかかわる視点だけでなく、現代社会に生きる人間として課題を探究するよう指導することが求められており、その際、「共に生きる」ということや、「幸福、正義、公正」などに基づいて考察させることが大切である。

<倫理>

ア 目標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

(ア) 「生命に対する畏敬の念」が新たに加えられ、生命を尊重するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習となることを目指すこととされている。

(イ) 学校教育全体に要請されている「心の教育」の重要な役割を担う科目としての性格付けを一層明確とするため、「他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し」と規定され、「倫理」の学習の課題が、他者と切り離された自己ではなく、他者と共に生きる主体としての自己の確立にあることが一層明確にされている。

イ 内容の構成

現行の大項目(1)アと(2)アを統合して大項目「(1) 現代に生きる自己の課題」とし、現行の二つの大項目による構成から、三つの大項目による構成に改められた。

大項目(1)は、自らの体験や悩みを振り返ることを通して、青年期の意義と課題を理解させ、豊かな自己形成に向けて、他者と共に生きる自己の生き方について考えさせるとともに、自己の生き方が現代の倫理的課題と結び付いていることをとらえさせることとされている。大項目「(2) 人間としての在り方生き方」は、自己の生きる課題とのかかわりから、先哲の基本的な考え方を手掛かりとして、人間としての在り方生き方についての考えや国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方についての自覚を深めさせることとされている。大項目「(3) 現代と倫理」においては、現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせることとされている。その際、現代の倫理的課題を自己の課題としてつなげて考えていく上で必要な論理的思考力や表現力を身に付けさせるような学習や、学校や生徒の実態に応じて課題を選択し主体的に探究する学習を行えるよう構成が工夫されている。

ウ 内容の取扱い

(ア) 大項目(1)は、この科目の導入として位置付け、以後の学習への意欲を喚起することとされている。

(イ) 大項目(2)は、先哲の思想などは倫理的な視点を明確にして取り上げるなど工夫するとともに、自己の課題として学習させることとされている。

(ウ) 大項目(3)のアについては、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、自己の課題として考えを深めていく主体的な学習への意欲を喚起することとされている。

イについては、アの学習を基礎として、学校や生徒の実態等に応じて課題を選択し、主体的に課題を探究する学習を行うこととされており、その際、論述したり討論したりするなどの活動を通して、自己の確立を促すこととされている。

<政治経済>

ア 目標

広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

- (ア) この科目は、現代の政治、経済、国際関係の動向や本質を把握させ、それらに関する客観的な見方や考え方を深めさせて、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養うことを基本的性格としている。
- (イ) 「民主主義の本質に関する理解を深めさせ」という部分は、この科目の基本的な性格として示されているものであり、「現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させる」という部分は、この科目の具体的な内容が示されているとともに、政治、経済、国際関係などの本質や動向を把握し、客観的に理解させることを通して、政治や経済の基本的な見方や考え方を身に付けさせることが示唆されている。
- (ウ) 「諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い」という部分は、現実の諸課題をとらえ望ましい解決の在り方について主体的に考察させて、公正に判断する能力や健全な批判力を養うことを意味している。

イ 内容の構成

一般に、現実社会の諸課題は、政治と経済が互いに深くかかわり合うとともに、国内と国際が結び付いたものが多い。したがって、大項目「(1)現代の政治」及び「(2)現代の経済」で、まず政治と経済の基本的な概念や理論を別個に学ばせ、政治や経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせ、この科目のまとめとして位置付けられている大項目「(3)現代社会の諸課題」において、(1)及び(2)で学習した成果を生かし、現実社会の諸課題について政治と経済を、国内と国際を関連させながら広い視野に立って探究させようとしている。

ウ 内容の取扱い

- (ア) 大項目(1)のアについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせ、裁判員制度について扱うとともに、世論形成などについては、具体例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意することとされている。
- また、イについては、文化や宗教の多様性についても理解させることとされ、「国際紛争の諸要因」については、多様な角度から考察させ、軍縮などに関する国際的な取組について扱うこととされている。
- (イ) 大項目(2)のアについては、マクロ経済の観点を中心に扱い、「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱い、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れることとされている。
- (ウ) 大項目(3)については、この科目のまとめとして位置付け、大項目(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させることとされている。

4 質疑応答

問1 道徳教育と公民科との関連は、どのようになっているか。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

特に、公民科の「現代社会」及び「倫理」には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらは中核的な指導の場面として重視され、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要があり、今回の改訂において、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることが重視されている。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとされている。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるさせるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにされた。

問2 公民科において、政治や宗教に関する事項を取り扱う場合には、どのようなことに留意する必要があるか。

教育基本法第14条は、第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と示し、第2項において、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定している。また、同法第15条は、第1項で「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」と示し、第2項において、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定している。

政治及び宗教に関する事項を取り扱うに当たっては、これらの規定に基づいて、内容の指導を適切に行うことが必要である。その際、これらの規定に違背しないよう慎重に配慮するとともに、各科目の特性に応じ、政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導に当たることが必要である。